



# 鳥取県公報

平成 24 年 10 月 30 日(火)  
号外第 94 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 条 例 鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例（68）（警察本部組織犯罪対策課）・・・ 3
- ◇ 公安規則 鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則  
（5）（組織犯罪対策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

=====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県暴力団排除条例の一部改正について

1 条例の改正理由

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 県の責務について定めた規定中、引用している暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成24年10月30日とする。

# 条 例

鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第68号

鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例

鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(県の責務) 第4条 県は、基本理念にのっとり、県民等の協力を得るとともに、 <u>法第32条の3第1項</u> の規定により公安委員会から鳥取県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者（以下「暴力追放運動推進センター」という。）その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。	(県の責務) 第4条 県は、基本理念にのっとり、県民等の協力を得るとともに、 <u>法第32条の2第1項</u> の規定により公安委員会から鳥取県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者（以下「暴力追放運動推進センター」という。）その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

附 則

この条例は、平成24年10月30日から施行する。

# 公安委員会規則

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月30日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

## 鳥取県公安委員会規則第5号

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年鳥取県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(鳥取県警察本部長への事務の委任)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条第1項の規定により、<u>次に掲げる</u>事務を鳥取県警察本部長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第1号に規定する命令に係る暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条第4項及び第5項に規定する事務</u></p> <p>(4) <u>第1号に規定する命令に係る暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条の11第3項及び第4項に規定する事務</u></p>	<p>(鳥取県警察本部長への事務の委任)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条第1項の規定により、<u>次の各号に掲げる</u>事務を鳥取県警察本部長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に係る第1号に規定する命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務</u></p>
<p>(警察署長への事務の委任)</p> <p>第3条 公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条第3項の規定により、同法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、<u>第30条、第30条の3、第30条の7第1項及び第30条の10第1項の規定による命令を警察署長に委任する。</u></p>	<p>(警察署長への事務の委任)</p> <p>第3条 公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条第3項の規定により、同法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、<u>第30条及び第30条の3の規定による命令を警察署長に委任する。</u></p>

附 則

この規則は、平成24年10月30日から施行する。